

南海トラフ地震防災規程

第__ 津波からの円滑な避難の確保に関する事項

1 計画の趣旨

この規程は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第8条の規定に基づき、津波からの円滑な避難の確保に関する事項その他地震防災対策上必要な事項を定め、人命の安全及び被害の軽減を図ることを目的とする。

2 防災体制の確立

_____ 構成員の職務分担及び指揮命令系統は別表のとおりとする。(情報収集・伝達班、避難誘導班、消防班、救護班、施設点検班等の編成や責任者を明示することとするが、既に別計画で定めている場合はこれに準ずる。)

3 情報の収集・伝達

_____ は、地震発生直後、テレビ、ラジオ、防災行政無線、周辺状況等から、津波警報や地震被害に関する情報の収集を行い、事業所内の全従業員・入所者等(事業所外に出ている従業員を含む)に対し、所内放送、口頭、その他の方法により、必要な情報を直ちに伝達する。

なお、通常の伝達手段が地震等の影響により寸断されることを考慮した、伝達手段の確保に留意すること。

4 避難

(1) _____ は、あらかじめ、_____ を津波からの避難場所と定め、その位置及び当事業所からの避難経路を示す図面(別図)並びに円滑な避難の確保のために必要な対策等を明示した書面を作成し、全従業員・入所者等に周知する。

(2) 津波警報や津波に係る避難指示が発令されるなど、避難が必要なときは、事業所内の全従業員・入所者等(事業所外に出ている従業員を含む)に対し、所内放送、口頭、その他の方法により、速やかに避難すべき旨、津波からの避難場所の位置、当事業所からの避難経路や方向等を知らせる。

<津波到達時間が早い地域の場合>

長い時間ゆっくりとした揺れを感じた際は、津波警報等の情報を待つことなく、直ちに事業所内にいる全従業員・入所者等(事業所外に出ている従業員を含む)に対し、所内放送、口頭、その他の方法により、避難すべき旨、津波からの避難場所の位置、当事業所からの避難経路や方向等を知らせる。

- (3) _____ は、それぞれがあらかじめ定められた安全措置（緊急点検、巡視、その他施設の損壊防止のため特に必要な措置）を行い、_____ に報告した後、津波からの避難場所へ避難する。なお、避難の際には、入所者や避難行動要支援者（負傷者、障害者、高齢者、子供等）の避難誘導に配慮する。

※安全措置を行う際は、津波到達時間や従業員が避難に要する時間を考慮する。

- (4) 避難場所等に避難した際には、津波が連続して発生することに鑑み、一定期間（津波警報等が発表されている間）避難場所に留まるか、更に安全な避難場所に移動することとする。

5 時間差発生等における避難

- (1) _____ は、気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行う。

- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、地震の発生から 1 週間、後発地震に対して警戒する措置をとるものとする。また、当該期間経過後 1 週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、地震の発生から 1 週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

- (3) 後発地震に対して警戒する措置は次の通りとする。

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、事業所の耐震性・耐浪性を鑑み、基本的に事業を_____ するものとし、従業員及び入所者等の保護については _____ とする。

- (4) 後発地震に対して注意する措置は、日頃からの地震への備えを再確認することとする。

6 訓練

- (1) _____ は、津波避難訓練を年 1 回以上行う。訓練の細目はその都度定めるが、情報の収集伝達、防災組織の編成配備、避難及び避難誘導、安全措置、救護活動等に重点を置き、実践的なものとするよう努める。

- (2) _____ は、_____ を県、市町村、自治会、自主防災

組織等が行う防災訓練に参加させるなど、地域との連携を図る。

7 教育及び広報

(1) 教育

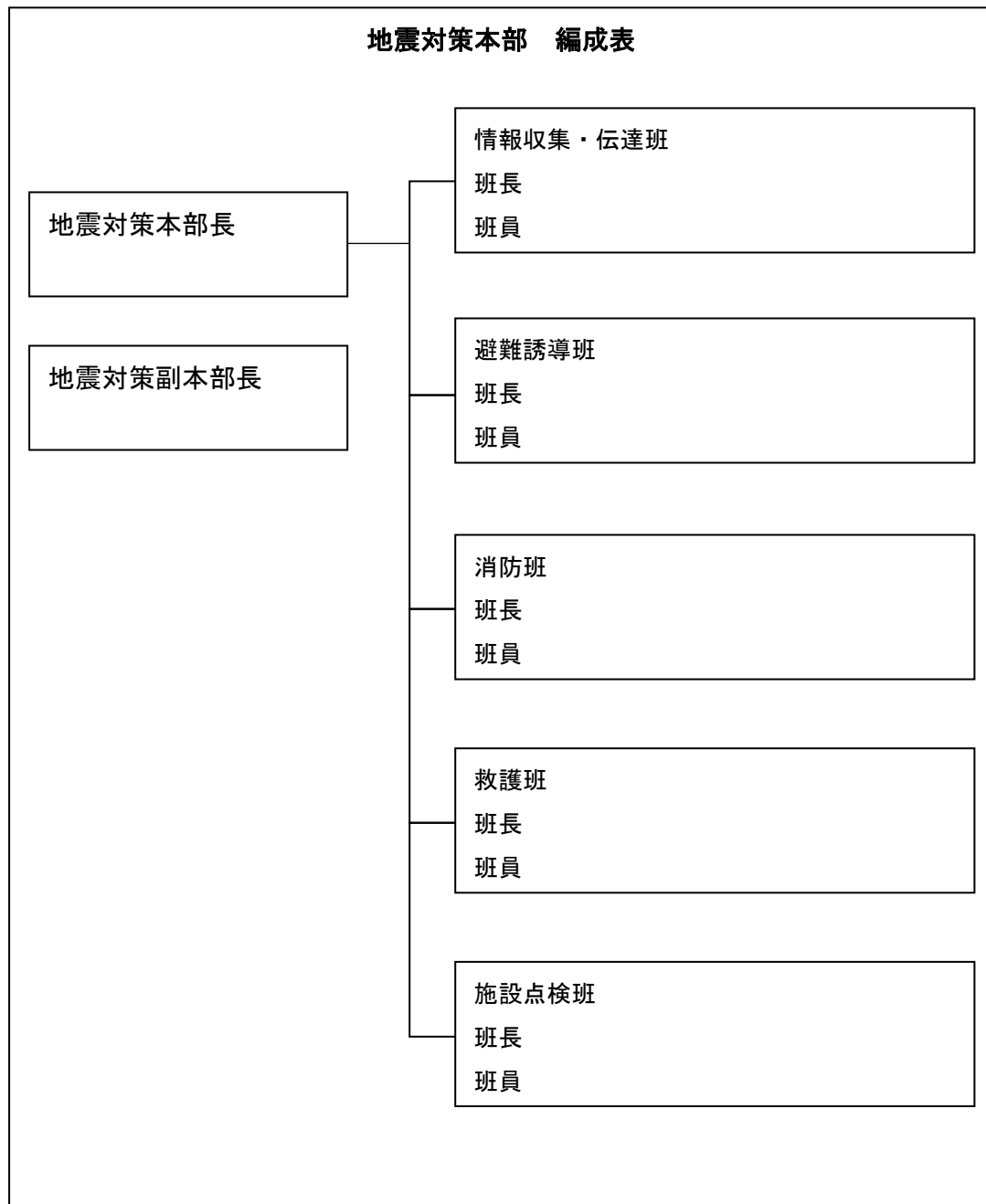
_____は、_____に対して、下記の事項を含む地震防災上必要な教育を行うほか、県、市町村、その他の機関等が行う防災研修に参加させる。

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づき取られる措置の内容
- イ 南海トラフ地震の発生により予想される地震動や津波に関する知識
- ウ 地震及び津波に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- オ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割
- カ 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- キ 今後地震対策として取り組む必要のある課題

(2) 広報

_____は、事業所内の各所に、想定津波波高・到達時間、避難場所、避難経路を示す図面（別図）、南海トラフ地震臨時情報の内容及びこれに基づき取られる警戒する措置の内容等を掲示する。

(別表)



【規程 2】事前避難対象地域・社会福祉施設用

(別図)

避難経路図

※想定津波波高	メートル	※津波到達時間	分